

軍拡増税許すな！消費減税しても財源はある

不公平な税制をただす会

共同代表・税理士 菅隆徳

1. 税制の歪みをたださぬ「政府税制改正」

大企業富裕層優遇の温存と大軍拡増税の始まり

「103万円の壁」は給与所得者の課税最低限のことです。憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としており、税金の面でいえば、最低生活費には課税してはならないということです（最低生活費非課税の原則）。それを保障するために、所得税においては基礎控除があるのですが、現行48万円と日本は極端に低い水準にあります。政府の資料によっても、イギリス180万円、フランス124万円、ドイツ111万円（2016年4月現在）です。ドイツでは1992年に憲法裁判所が「生活保護基準を下回る課税最低限は憲法違反」と判決し、基礎控除が引き上げられました。ですから基礎控除を170万円程度に引き上げるのは当然のことです。「大綱」の言う58万円は最低生活費に遠く及びません。

庶民と中小企業は苦しみ

昨年の総選挙で、裏金問題、物価高に審判が下り、自公過半数割れとなったにもかかわらず、「大綱」は、消費税減税、インボイス廃止には一言も触れていません。消費税は生活費に食い込む、最低生活費課税です。

自民政権は財界の要求で「直間比率の是正」と言って消費税を導入しました。その後、法人税と所得税は大幅に引き下げられ、消費税は3%から10%まで増税となりました。大企業と富裕層は潤い、庶民と中小企業は増税に苦しみ、格差が広がりました。「大綱」は法人税減税が「意図した成果をあげてこなかった」と昨年引き続きその失敗を指摘しました。しかし莫大な減税の恩恵を受けながら、相応の法人税を支払っていない大企業の法人税率アップは具体的に決めていないのです。富裕層優遇の「1億円の壁」（金融所得課税強化）についても不問です。「是正すべき」と言っていたのではないかと問われた石破首相は、「税負担の公平性が極めて大事」と言いながら「貯蓄から投資へという流れにさおを差すようなことはしたくない」と拒否（2024.12.16 参議院予算委員会）。税金は能力に応じて負担すべきものです（応能負担原則）。消費税導入後歪んだ日本の税制を、公平にただす気のない「税制改正」なのです。

戦争準備で増税

一方で「大綱」は「わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保する」として、軍事費拡大の増税を具体化しました。23から27年度の5年間で43兆円の予算、

そのためには 17 兆円の追加財源が必要とされています。これを歳出改革などと合わせて、新たな増税で賄おうとしています。法人税とたばこ税を 26 年 4 月から増税するとしました。所得税増税については決定を先送りし「引き続き検討する」としました。軍拡増税は庶民と中小企業の暮らしをつぶし、戦争の準備です。大軍拡計画をすぐに撤回させなければなりません。

2. 歪んだ税制の実態

(1) 消費税導入後の国の税収の推移

消費税導入 30 年の国の税収の税目別明細を比べると、1990 年度と 2020 年度で税収合計は約 60 兆円とほとんど変わらないのに、所得税収は 6.8 兆円減、法人税収は 7.2 兆円減、消費税収は 16.4 兆円増でした（表 1）。消費税収は法人税と所得税の減税の穴埋めに使われてしまったのです。

表1 国の税収の推移

税目	1990年度①	2020年度②	増減(②-①)
所得税	26.0兆円	19.2兆円	△6.8兆円
法人税	18.4	11.2	△7.2
小計	44.4	30.4	△14.0
消費税	4.6	21.0	16.4
その他	11.1	9.4	△1.7
税収合計	60.1	60.8	0.7

(出所) 国税庁ホームページ「一般会計税収の推移」等をもとに、税理士菅隆徳が作成。

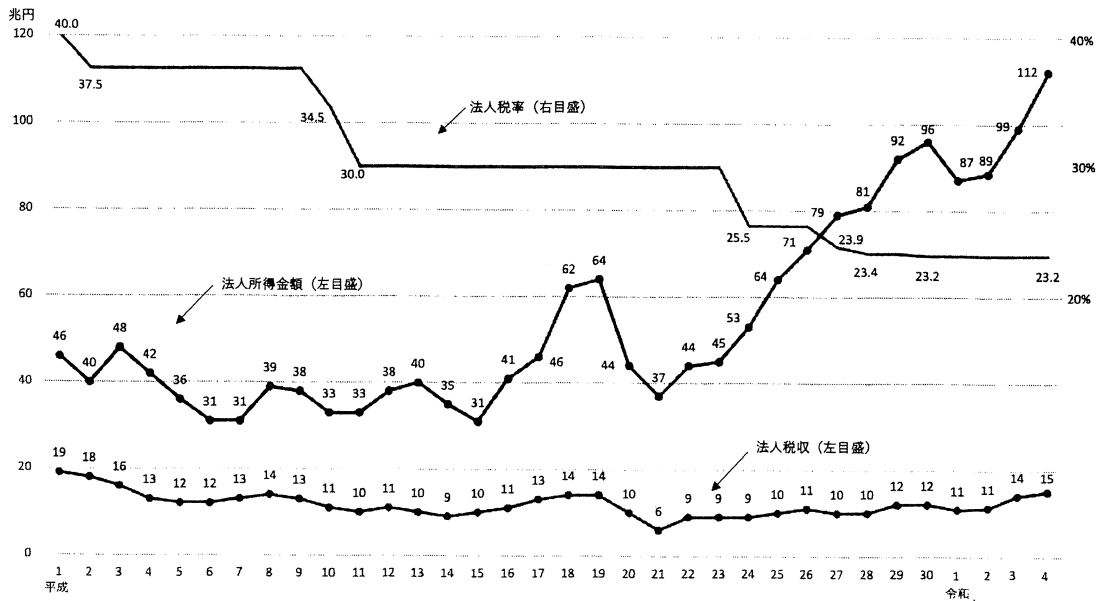
(2) 法人税減税の実態

- ① 法人税減税の実態について一目でわかるグラフをつくりました(図 1)。消費税が導入されてから 34 年間で、法人税率、法人所得、法人税収はどう変わったかを示したものです。法人税というのは、法人所得に課税するものです。法人所得が増えれば法人税収も必ず増えるはずですが、ところが法人所得は 1989 年(平成元年)に 46 兆円だったものが、2022 年(令和 4 年)には 112 兆円と 2.4 倍になっているのに、法人税収は 19 兆円から 15 兆円へと逆に減っているのです。なぜ、こういうことが起こるのでしょうか。

- 1) 法人税率を大幅に引き下げてきたこと
- 2) 大企業優遇税制で、大企業が多額の減税になっていること

3) 法人税率が累進税率ではなく一律 23.2%の税率となっているので、大きな利益を上げている大企業には応分の負担となっていないことです。

図1 法人所得、法人税率、法人税収の推移



(出所) 国税庁各年度の「会社標本調査」をもとに、税理士菅隆徳が計算、作成。
 法人所得金額=申告所得金額+受取配当益金不算入額+外国子会社から受ける配当等益金不算入額+連結納税による所得相殺額として計算。

② 大企業の史上最高益と実質税負担

上場企業は 3 年連続史上最高益と報道されています(「日経」2024 年 5 月 2 4 日付)。これらの大企業はどれくらい税金を払っているのか、公開されている 2 3 年度の有価証券報告書から分析しました(表 2)。

税引前利益の大きい順に上位 2 0 社について分析しました。法人 3 税(法人税・法人住民税・法人事業税)の金額は、法定実効税率で計算した金額とほぼ同じになるはずですが、ところが 2 0 社平均の実質負担率は、法定実効税率平均 30.5%に対して、19.6%となっています。大企業優遇税制で、大企業には多額の減税があったからです。(2,022 年度の実質負担率は平均は 14.0%でした)。

トヨタ自動車は 4741 億円の減税、三菱商事は 2569 億円の減税となっています。

表2 主な大企業の法人3税負担率

企業名	2023年度				
	①税引前純利益 (億円)	②法人3税 (億円)	③法定実効税率 (%)	④負担率②÷① (%)	
トヨタ自動車	55,786	12,537	30.1	22.4	
日本電信電話	連	19,804	5,917	31.46	29.8
ソニーグループ	連	12,686	2,710	31.5	21.3
三菱商事		9,242	392	30.6	4.2
KDDI		7,644	1,933	30.6	25.2
本田技研工業		7,592	823	30.2	10.8
ソフトバンク		6,536	1,255	30.6	19.2
日立製作所		6,320	815	30.5	12.9
日本郵政	連	6,290	1,670	30.6	26.5
三井物産		5,539	19	31.0	0.3
住友商事	連	5,276	953	31.0	18.1
伊藤忠商事		5,234	332	31.0	6.3
東海旅客鉄道		5,085	1,114	非開示	21.9
任天堂		4,975	1,595	非開示	32.0
関西電力		4,460	906	28.0	20.3
日本製鉄		4,056	467	30.6	11.5
丸 紅		3,593	△ 84	31.0	△ 2.3
信越化学		3,590	580	30.5	16.1
SUBARU		3,444	954	30.5	27.7
日産自動車		3,026	340	30.6	11.2
合計・平均		180,178	35,228	30.5	19.6

(注) 持株会社、金融業は除く。法人3税(法人税、法人住民税、法人事業税)の負担金額を税引前純利益の金額で除して実際の負担率を計算。法定実効税率は各社の有価証券報告書に記載されている税率。

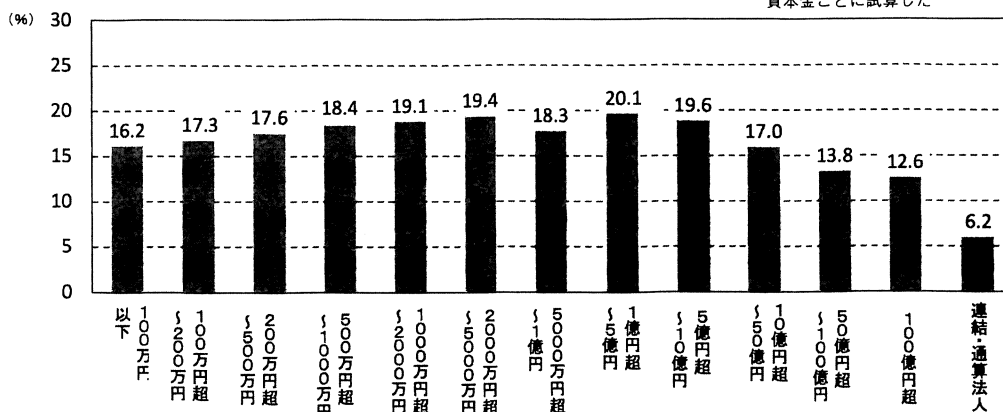
(出所) 各社の有価証券報告書に記載された個別損益計算書より税理士菅隆徳が作成。「連」とある会社は連結損益計算書より作成。個別損益計算書が実質持株会社化している場合などに、連結損益計算書を採用している。

③ 大企業・中小企業の実質法人税負担率

大企業と中小企業の実質法人税負担率を政府統計から計算しました(図2)。資本金1億円以下の中小企業は16.2%から19.4%ですが、資本金1億円超5億円未満の法人は20.1%になります。それをピークに資本金が50億円、100億円と増えるにしたがって、税負担率は13.8%、12.6%と逆に下がっています。大企業は大企業優遇税制の恩恵を受けているために結果的に低い実質負担率となっているのです。

図2 資本金階級別の法人税実質負担率（2022年度）

※実質所得金額に対する法人税の割合を
資本金ごとに試算した



(出所) 国税庁、令和4年度分「会社標本調査」をもとに税理士菅隆徳が計算、作成。

このグラフのデータを中小企業（資本金1億円以下）、中堅企業（資本金1億円から10億円）、大企業（資本金10億円超+連結・通算法人）と区分して、実質法人税負担率を計算しました（表3）。中小企業の負担率は18.4%、中堅企業は20.0%、大企業は9.1%となりました。大企業は中小企業の半分しか法人税を払っていないのです。

表3 大企業、中小企業の実質法人税負担率（2022年度）

	所得金額 ①	法人税額 ②	負担割合 ③ (②/①)
中小企業	338,935億円	62,285億円	18.4%
資本金1億円以下			
中堅企業	81,367億円	16,273億円	20.0%
資本金1～10億円			
大企業	703,089億円	63,885億円	9.1%
資本金10億円超+連結・通算法人			

(出所) 国税庁 令和3,4年度分「会社標本調査」「令和4事務年度、法人税等の申告（課税）事績の概況」をもとに、税理士菅隆徳が実質所得金額を計算し、作成。

④ 大企業を優遇する「租税特別措置」

大企業優遇税制の原因は「租税特別措置」と言われる税制にあります。2022年度の「租税特別措置」による大企業の減税額を計算しました(表4 2022年度の大企業減税の試算)。

減税額は、租税特別措置法関係で1兆4357億円、法人税関係で6兆6550億円、合計で8兆907億円にも達しています。ちなみに22年度の法人税収は15兆円ですから、いかに多額な大企業減税が行われているのかがわかります。

表4 2022年度の大企業減税の試算

租税特別措置による大企業の減税額

減税項目		減税額	概要
租税特別措置法関係		1兆4,357億円	研究開発減税、賃上げ減税など
法人税法の租税特別措置	受取配当益金不算入	3兆6,860億円	受取配当を利益から除き、減税するもの
	外国子会社配当益金不算入	2兆2,358億円	外国籍企業の外国子会社からの配当の95%を利益から除く減税
	連結・通算納税	7,332億円	連結納税からグループ通算制度に改定。グループ内の各法人を納税単位として各法人が法人税額の計算および申告を行い、その中で損益通算(赤字と黒字の相殺)を行うもの。グループ内の課税所得が減り、減税となる。
合計		8兆907億円	

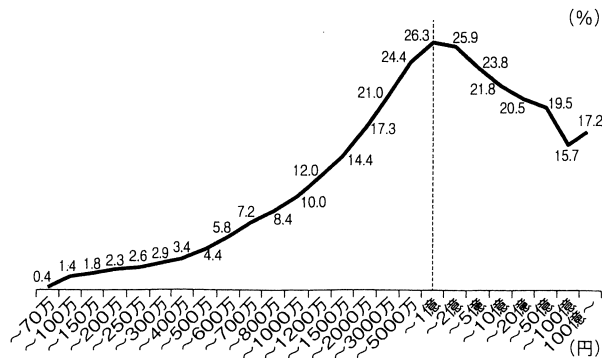
(出所) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」国税庁「会社標本調査結果」(税務統計から見た法人企業の実態)「令和4事務年度法人税等の申告(課税)事績の概要」より税理士菅隆徳が計算、作成。

(3) 所得税の実態

所得税の1億円の壁

所得税の所得金額に応じた所得税負担率の実態です。

申告所得階級別の所得税負担率



注: 申告所得額に対する所得税負担率。
資料: 国税庁「申告所得税の実態」2022年分

所得税は所得が増えると税率も上がる累進税率だから、高所得者ほど税負担率は高いはずですが、ところが統計によると、所得が1億円になるまでは徐々に税負担率は上がっていきませんが、1億円の26.3%をピークにして逆に下がり始めます。所得100億円の人は15.7%まで下がってしまうのです(2022年度分)。応能負担原則により、税金は能力に応じて負担すべきものですから、これは不公平です。原因は富裕層の所得の大部分を占める、株の配当や譲渡に対する課税が、他の所得と合算されず、極端に低い15%の税率になっていることにあります。

3. 国民のための経済をつくる財源試算

ここまで法人税減税の実態、所得税減税の実態を見てきました。消費税導入後、税制が大きくゆがんで、不公平になっているのです。中小企業と国民生活の向上のためには、税の不公平をただし、大企業と富裕層に税金の応分の負担を求め、所得再配分を実現することが必要です。税・財政は、所得の再配分によって、暮らしを守り、格差を是正するためにあります。この本来の役割を取り戻すことが急務です。

このゆがみをただす税制改革を行えば、消費税減税、社会保障の充実、最低賃金の引き上げの財源は充分にあるのです。

不公平な税制をただす会はそのための財源試算を行っています。総合累進課税制度、つまり各種の所得金額を合計して、所得に応じた税率を適用して税額を計算する税制改革を行えば、58兆1497億円の財源があります(表10)。

具体的には、法人税については、①大企業優遇税制を廃止する、②法人税に所得税並みの累進税率を適用する、 → 大企業は増税になりますが中小企業は減税になります。

所得税については、①申告所得税については、累進性を強化するため、最高税率を引き上げ、1976年当時の税率を適用する、②源泉所得税については、税率30%に引き上げるといふものです。

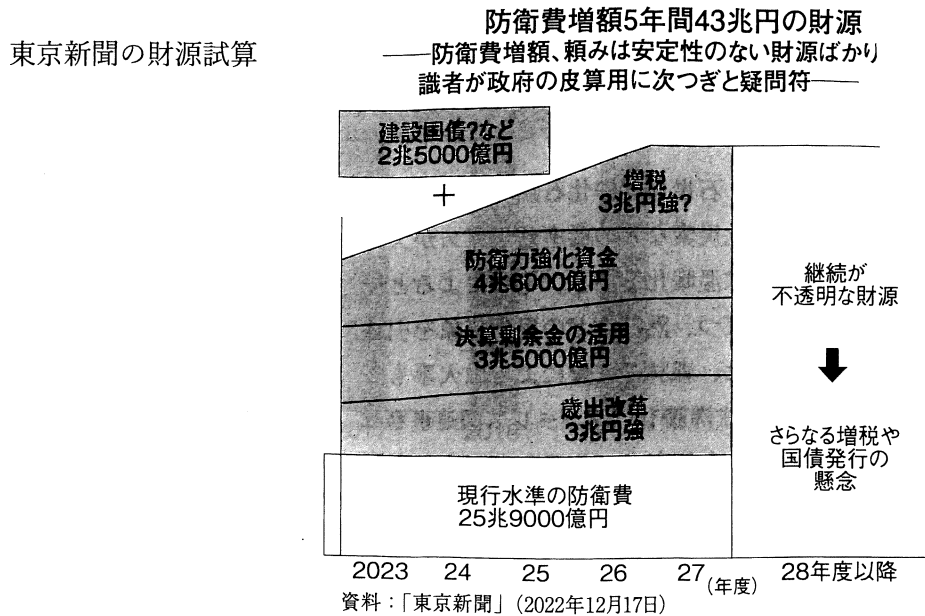
表10 所得課税の増収額合計

税目	増収額	増収計算方法
申告所得税	13兆1,932億円	2022年分申告所得税の課税所得〔200万円以下〕から上の階級について、1976年当時適用の税率を適用した。
源泉所得税	12兆4,525億円	消費税導入前の源泉分離課税の税率30%を2022年度の源泉所得に当てはめて計算した。
相続税(累積所得)	3兆9,413億円	2021年中に開始した相続税の課税価格5億円超~100億円超について1988年の相続税の最高税率を適用した。
法人税	26兆7,219億円	2022年度の法人税について、5段階(5%、15%、25%、35%、45%)の超過累進税率を適用した。
住民税	1兆8,408億円	2020年分申告所得税の実際所得に1976年当時に適用されていた住民税の累進税率を適用した。
合計	58兆1,497億円	

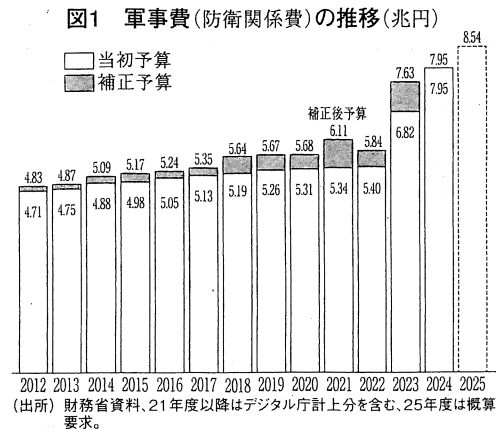
4.国民の暮らし壊す大軍拡の中止を

自民党政権が進める大軍拡がいよいよ本格化してきています。日本経済と財政への悪影響が大きくなってきています。この大軍拡を放置したままでは、税財政の転換は実現できません。

今の軍拡は「23 から 27 年度の 5 年間で 43 兆円」と言われています。その前の 5 年間の軍事費が合計で 29 兆円だったのと比べると 1.5 倍以上に膨らむことになります。

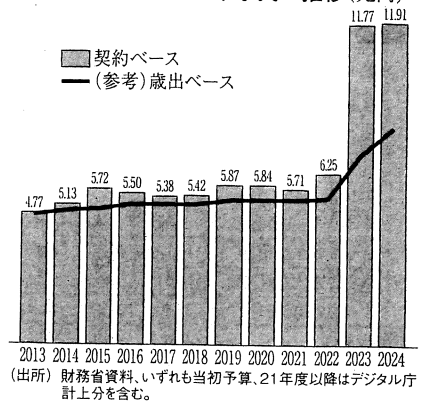


軍事費の推移、契約では5年間で60兆円規模に



垣内亮氏「経済」2024.12

図2 契約ベースの軍事費の推移(兆円)



政府は、暮らしの予算を圧迫して軍拡財源確保を進めていますが、目標達成には程遠い。24年度当初予算までの進捗状況は、「歳出改革」(0.63兆円)、「決算剰余金」(1.31兆円)、「埋蔵金」(5.79兆円)を合わせて7.73兆円で、追加財源17兆円の45%に過ぎず「軍拡増

税」はまだゼロです。そこで軍拡増税の始まりが「2025年大綱」です。

軍拡で平和は守れません。軍拡が社会保障の最大の圧力になっています。軍拡予算は敵基地攻撃のためのミサイルやその基地など危険なものになっています。軍拡増税は、庶民と中小企業の暮らしと営業をつぶし、戦争を準備するものです。大軍拡計画をすぐに撤回させなければなりません。

5. 税制の歪みの原因は企業団体献金

なぜ税の公平を犠牲にして、大企業富裕層優遇税制が続くのでしょうか。自民党への企業団体献金があるからです。財界人は「企業が政治に金を出せば必ず見返りを期待する」と述べています。トヨタ自動車の22年度減税額は5211億円、自民党の政治資金団体である国民政治協会への献金額は5000万円、同じく三菱商事は3757億円と2800万円です。それぞれ1万倍を超える見返りがあったのです(表7)。

企業・団体献金が政治を歪め、税の公平をゆがめているのです。与党過半数割れの中で、自民党政治を終わらせ、政権交代による、税制改革と大軍拡計画撤回が求められています。

国民政治協会に2000万円以上の献金をした企業・団体

(2022年・万円)

日本自動車工業会	7800
日本電機工業会	7700
日本鉄鋼連盟	6000
住友化学	5000
石油連盟	5000
トヨタ自動車	5000
キヤノン	4000
不動産協会	4000
日産自動車	3700
野村HD	3500
日立製作所	3500
三菱重工	3300
大和証券G本社	3200
東レ	3000
プレハブ建築協会	3000
パナソニックHD	2850
伊藤忠商事	2800
住友商事	2800
丸紅	2800
三井物産	2800
三菱商事	2800
日本製鉄	2700
ゼンショーHD	2500
本田技研	2500
日本鉱業協会	2100
ソニーG	2000
JR東日本	2000
日野自動車	2000
みずほFG	2000
三井住友銀行	2000
三井不動産	2000
三菱電機	2000
三菱UFJ銀行	2000
JR東海	2000

総務省「政治資金収支報告書」から作成。HDはホールディングス、Gはグループ、FGはフィナンシャルグループ